

(別添 1)

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

第 1 目的

この指導指針は、市町村等（特別区を含み、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する報告の求め等及び、都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第 11 条第 2 項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

第 2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）及び指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）及び「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 539 号）等（以下「基準等」という。）に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第 3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ、年 1 回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

2 運営指導

(1) 運営指導の形態

運営指導は、次の①から③までの内容について、原則、実地に行う。

また、都道府県又は市町村が単独で行うものを「一般指導」とし、都道府県及び市町村（指定都市及び中核市を除く。）が合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、①から③までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

① 自立支援給付対象サービス等の実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

② 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。）

③ 報酬請求指導

自立支援給付に係る費用の請求の適正実施に関する指導

(2) 実施頻度

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

② 指定後まもない障害福祉サービス事業者等については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。

③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

（３）指導内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合状況に関し、障害福祉サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、上記（１）①及び②については、自立支援給付対象サービス等の質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については別に定める。

また、運営指導（上記（１）①及び②に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

第４ 指導対象

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（１）集団指導の対象

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね１年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

（２）運営指導の対象

① 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう都道府県又は市町村が、障害福祉サービス事業者等を選定する。

② 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした障害福祉サービス事業者等の中から選定する。

（３）都道府県及び市町村の連携

都道府県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 実施通知

都道府県及び市町村は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に対して、原則、集団指導実施日の2か月前までに通知する。

(2) 指導方法

都道府県又は市町村の単独での実施だけではなく、他自治体との合同実施も可能であるので、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、他の自治体との合同での実施を検討する。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

2 運営指導

(1) 実施通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日のおおむねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者

- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 留意点

① 所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

② 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

③ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

児童福祉法など関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜障害福祉サービス事業者等の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

④ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については再提出を求めない。

また、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

⑤ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

⑥ 事務受託法人の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第3の2(2)で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第11条の2第1項に規定する指定事務受託法人の活用について検討すること。

(4) 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

(5) 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

第6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- ① 人員、施設・設備及び運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ② 自立支援給付に係る費用の請求等について不正があると認められる場合又は不正の疑いがあると認められる場合
- ③ 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ④ 障害者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 その他

(1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- ② 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ③ 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- ④ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由をよく聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- ⑤ 効果的な取組を行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。